

議第20号

京都市個人市民税の控除対象となる特定非営利活動法人に対する
寄附金を定める条例の一部を改正する条例の制定について

京都市個人市民税の控除対象となる特定非営利活動法人に対する寄附金を
定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和6年3月1日提出

京 都 市 長 松 井 孝 治

京都市個人市民税の控除対象となる特定非営利活動法人に対する
寄附金を定める条例の一部を改正する条例

京都市個人市民税の控除対象となる特定非営利活動法人に対する寄附金を
定める条例の一部を次のように改正する。

本則の表特定非営利活動法人劇研の項を削る。

附 則

この条例は、令和6年6月2日から施行する。

提案理由

特定非営利活動法人劇研に対する寄附金を地方税法第314条の7第1項第
4号に規定する寄附金から除外する必要があるので提案する。